

新省令 改正部分
(2017年9月1日施行)

項	概要	詳細	弊所コメント
第3項	出願人がタイ法人の場合の出願時の提出書類	代理人によって原本の写しであることが証明された、発行から6ヶ月以内の会社登記簿写しを提出すること。	旧省令では登記簿 <u>謄本</u> の提出が求められていた。
第5項	外国でなされた委任状への署名認証者	外国でなされた委任状への署名認証者が以下の通り規定された。 (1) 署名認証のみの場合： 代理人の委任がなされた国のタイ大使館またはタイ領事館に常任する者 (2) 署名、代理人設定または委任の認証の場合： 代理人のは委任がなされた国の商務省下の事務局の長、公証人、またはその国の法律に基づき書類に証人として権限を持つ者	・新省令では旧省令の規定が箇条書きされて明確になった。 ・出願人にご用意頂く商標出願用委任状は左記(2)に該当し、委任状への署名に対する公証手続が求められているこれまでの実務から変更はない。
第9項	登録証及び登録証の代替証の書式	本省令に添付の書式を使うこと。	登録証及び登録証の代替証の書式が変更された。
第10項	出願時の提出書類	出願人は願書及び身分証明書を提出すること。	旧省令では出願願書写し <u>(5部)</u> 及び出願人(タイ国籍の自然人のみ)の身分証明書の提出が求められていた。外国籍の企業の場合、これまでの実務と同様に身分証明書を提出する必要はない。
第11項	出願願書への出願商標の記載内容	・色の集合からなる商標について、 <u>①構成される色、及び②色の配置を記載する。</u> ・物体の外形または形状からなる商標について、 ①その商標は、要部となる物体の外形または形状全てを表示しなければならない。 <u>②商標の説明文をつけても良い。</u>	旧省令から左記の下線部分が追加された。
第11項の2	音商標出願の添付物	音商標の出願願書には以下を添付すること。 ①音の説明文 ②音の録音物 ③楽譜／音グラフ／その他、商標の特徴を示すもの	2016年改正法で音商標が導入された。②音の録音物について具体的な規定はないが、知的財産局HPに掲載する願書見本には例としてUSBフラッシュドライブが挙げられている

第 12 項	中国語からなる商標の称呼	中国語からなる商標を出願する場合、出願願書に標準中国語と潮州語の称呼を記載すること。	現在の実務から変更はない。
第 12 項の 3	出願日前に出願商標を付した商品を国際商品展示会に出展したことを示す書類（商標法第 28 条の 2）の延長期間	出願日に第 28 条の 2 に基づく権利主張に関する必要書類を提出することができない場合、出願日から 60 日の延長ができる。	旧省令では出願日から <u>90 日</u> の延長が認められていたが、新省令では 60 日に短縮された。
第 22 項	連合商標として登録した商標の譲渡または相続に関する規定の廃止	連合商標制度の廃止により廃止された。	-
第 26 項	異議申立及び答弁の証拠書類の延長申請期間及び回数	異議申立日または答弁日にその証拠書類を提出することができない場合、延長申請日から 60 日間の延長ができる。	旧省令では 30 日の延長申請が 2 回可能だったが、新省令では 60 日の延長申請 1 回となった。
第 29 項	登録証の代替証申請における必要書類	商標権者または代理人が登録証が紛失したことを陳述する書面を提出すること。	旧省令では紛失を陳述する書面に代わり警察への紛失届の提出が求められていた。
第 33 項	譲渡後の登録証の発行	登録官は譲渡・相続の登録後、譲受人に対し登録証を発行する。	旧省令では新名義の登録証は発行されず、譲渡・相続の登録後に発行される記録書が発行されるのみだった。
第 35 項	登録後の補正手続の必要書類	商標権者は補正申請書とその補正の証拠写しを提出すること。	登録後の補正手続の必要書類として登録証を提出する必要がなくなった。
第 36 項	登録後の補正完了後の返却書類		
第 37 項	更新手続の必要書類	商標権者は更新時に希望する指定商品を記載した更新申請書を提出すること。	更新手続の必要書類として登録証を提出する必要がなくなった。
第 38 項	更新手続完了後の返却		
第 40 項	更新手続完了後の登録証発行	更新手続完了後、登録官は更新後の登録証を発行する。	登録後に指定商品リストの改定で区分に変更があった場合、旧省令では区分毎に更新後の登録証を発行していたが、全ての区分をまとめた登録証が発行されることになった。
第 41 項	ライセンス契約がされた登録商標の放棄申請	放棄対象の登録商標に関するライセンス契約がある場合、ライセンシーからの <u>商標登録の</u> 放棄に関する同意書を提出すること。	左記の下線分が旧省令から追加された。現在の実務から変更はない。
第 45～49 項、第 52～53 項	ライセンス契約書の登録、補正、放棄手続の必要書類	ライセンス契約書の登録、補正、放棄手続時、各申請書とライセンス契約書を提出すること。	これまでの実務ではライセンス契約書の登録、補正、放棄手続時に登録証の提出が求められていたが、新省令では登録証の提出が不要になった。

(補足)

・2016年改正商標法の第1/1章「マドリッドプロトコルに基づく商標登録」の施行日は、今後の官報掲載により定められます。また当該マドプロの関連省令が本商標法省令とは別の省令として告示され施行されます。弊所では、タイのマドプロの発効予定日（2017年11月7日）までにそれぞれ施行となると予測しています。なお、これらの改正により省告示・局告示が追加変更される可能性があります。現在のところ、これに関する情報はありません。

・2017年7月1日からニース国際分類第11版をもとに作成された指定商品／役務リストが採用されています。

・新省令では多区分出願の区分の分割に関する規定はありません。現在の実務上、区分の分割は認められていませんが、削除は認められています。

以上